

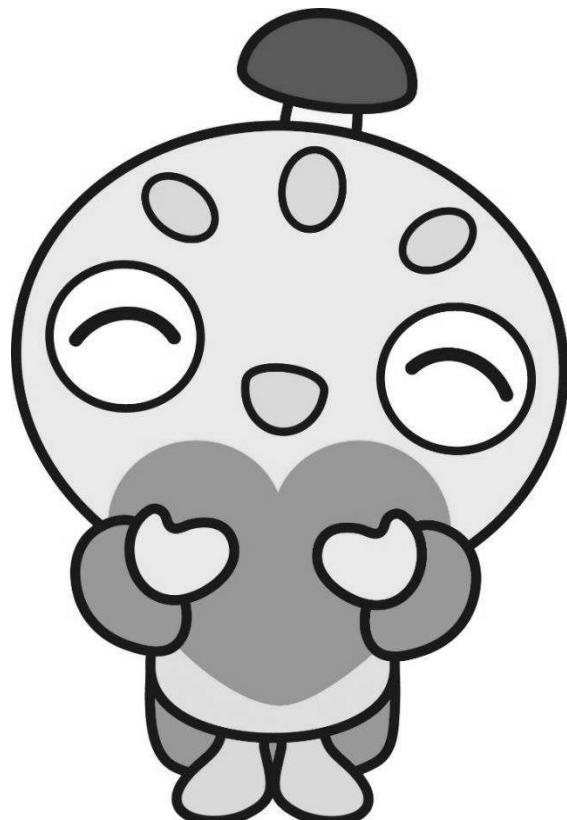
長南町

第7期障がい福祉計画

(令和6年度～令和8年度)

第3期障がい児福祉計画

(令和6年度～令和8年度)



令和6年3月

« 目 次 »

第1章 計画策定の趣旨等について

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の推進体制等	3

第2章 障がい者を取り巻く状況

1 人口・世帯の状況	5
2 障がい者の状況	5

第3章 令和 8 年度に向けた成果目標

1 福祉施設入所者の地域生活への移行	8
2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	9
3 地域生活支援の充実	10
4 福祉施設から一般就労への移行等	11
5 障がい児支援の提供体制の整備等	14
6 相談支援体制の充実・強化等	15
7 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	17

第4章 障がい福祉サービスの見込量と確保策

1 訪問系サービス	19
2 日中活動系サービス	20
3 居住系サービス	23
4 相談支援	24

第5章 障がい児通所支援等の見込量と確保策

1 障がい児通所支援	26
2 障がい児相談支援	27

第6章 地域生活支援事業等の見込量と確保策

1 地域生活支援事業	29
2 成年後見制度利用促進基本計画	33

第1章 計画策定の趣旨等について

1. 計画策定の趣旨

「第7期長南町障がい福祉計画」及び「第3期長南町障がい児福祉計画」（以下「本計画」という。）は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）の「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」との理念を実現するため、障害者総合支援法第88条第1項及び児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づき、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（令和5年こども家庭庁・厚生労働省告示第1号：令和5年5月19日改正）（以下「基本指針」という。）に即して、地域において必要な「障がい福祉サービス」、「相談支援」、「地域生活支援事業」及び「障がい児通所支援」等の各種サービスが計画的に提供されるよう、令和8年度末における障がい福祉サービス等に関する数値目標の設定及び各年度のサービス需要を見込むとともに、サービスの提供体制の確保や推進のための取り組みを定めるものです。

2. 計画の位置づけ

（1）本計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体の計画として策定するものです。

（2）他の計画との関係

本計画は、本町のまちづくりの基本方針である「長南町総合計画」を最上位計画とし、国の基本指針（「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」）や千葉県の「千葉県障害者計画（第7期千葉県障害者計画・第3期千葉県障害児福祉計画）」等、国・県の関連計画との整合性を図るものとします。

（3）計画の対象者

この計画の対象となる「障がい者」とは、障害者総合支援法第4条において定義された、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上の人及び精神保健及び精神障害者福

祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法(平成16年法律第167号)第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。）のうち18歳以上の人並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である人で18歳以上の人をいいます。また、「障がい児」とは、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児をいいます。

(4) 計画の期間

市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画は、基本指針により3年を1期として作成することが基本とされており、本計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間としています。

区分	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
基 本 障 が い 者 計 画									
福 祉 障 が い 者 計 画									
福 祉 障 が い 児 計 画									

3. 計画の推進体制等

1 計画の推進体制

(1)庁内の推進体制

子育て、福祉、教育の施策を担当する関係各課が横断的な連携を図りながら、計画の目標を把握し、関連施策や事業の推進を図ります。

(2)関係機関・地域社会との協力体制の構築

本計画の推進にあたっては、福祉・医療・保険・教育・雇用等の各分野の関係機関や地域との協力体制が不可欠です。関係機関や地域の団体等と連携を図るとともに、圏域の障がい福祉サービス事業所等と連携を図りながら計画を推進します。

計画の推進にあたっては、町民や各種団体、サービス提供事業者、関係機関等の協力が不可欠なことから、広報紙等の活用、各種団体への働きかけなど、多くの機会を捉え、効果的な周知と意識の啓発に努めます。

また、本町においては、障がい者等への支援体制の整備を図るため、長生圏域市町村と相談支援事業者、サービス事業者及び関係団体等により構成された「長生郡市総合支援協議会」の全体会議や専門部会において困難事例への対応、圏域の社会資源の開発、基幹相談支援センター設置へ向けた検討等について広域的な連携を図り協議を行っています。

今後もこの協議会を中心とし、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発改善などを推進します。

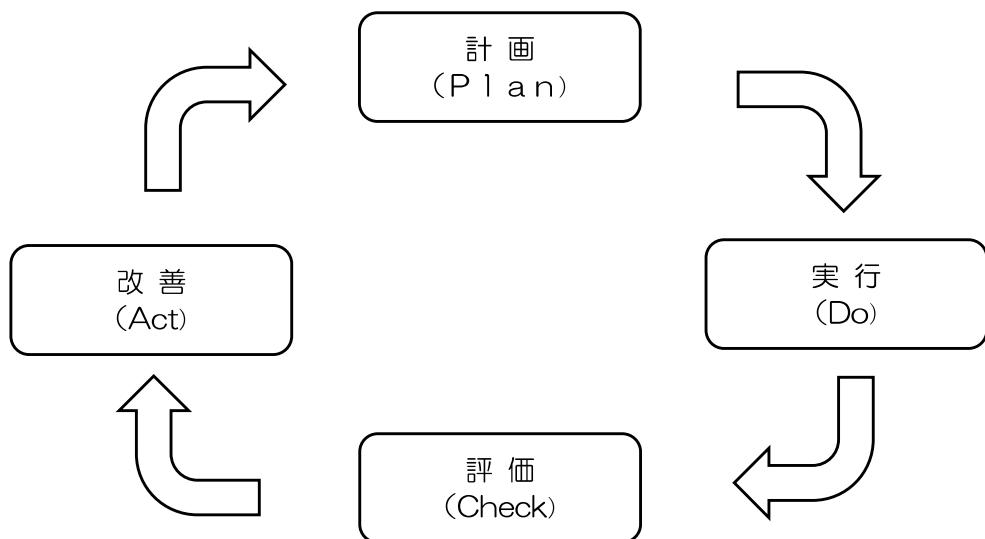
(3)国・県・近隣市町村との連携

広域的な対応が必要な施策や事業については、長生圏域の市町村と連携を図りながら、その実現に努めます。また、国・県に対しては、必要に応じて要請していきます。計画の推進にあたっては、町民や各種団体、サービス提供事業者、関係機関等の協力が不可欠なことから、広報紙や町ホームページ等の活用、各種団体への働きかけなど、多くの機会を捉え、効果的な周知と意識の啓発に努めます。

2 計画の進行管理

障害者総合支援法において、障がい福祉計画に定める事項について、定期的

に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更すること、その他の必要な措置を講じること（PDCAサイクル）とされており、児童福祉法においても、同様に規定されています。本計画においても、必要に応じて施策の見直しを行うなどして、PDCAサイクルを確実に行い、計画の着実な推進を目指します。



計画 (Plan) ・・・・・目標を設定し目標達成に向けた計画を策定します。
実行 (Do) ・・・・・計画に基づき施策を実行します。
評価 (Check) ・・・・・施策を実行した結果を把握・分析し、考察します。
改善 (Act) ・・・・・考察に基づき、必要に応じて計画の目標、施策などを見直します。

第2章 障がい者を取り巻く状況

1 人口・世帯の状況

(1) 総人口の推移

本町の総人口は、令和5年4月1現在で7,353人であり、年々減少傾向にあります。

年齢3区分別にみると、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）は減少傾向にありますが、高齢者人口（65歳以上）については増加傾向にありましたが、令和5年は減少に転じています。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人口	7,979人	7,818人	7,719人	7,557人	7,353人
0～14歳	612人	581人	573人	549人	521人
15～64歳	4,063人	3,879人	3,782人	3,616人	3,467人
65歳以上	3,304人	3,358人	3,364人	3,392人	3,365人

資料) 住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 世帯数の推移

本町の総世帯数は令和5年4月1日現在で3,193世帯であり、令和3年度までは増加傾向にありましたが、令和4年度から減少傾向に転じています。一世帯あたりの人数は減少傾向で、世帯の少人数化が進行しています。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
世帯数	3,212世帯	3,226世帯	3,255世帯	3,235世帯	3,193世帯
一世帯あたり人数	2.4人	2.4人	2.3人	2.3人	2.3人

資料) 住民基本台帳（各年4月1日現在）

2 障がい者の状況

(1) 障がい者手帳所持者数

令和5年4月1日現在、障がい者手帳所持者は 407人（身体障がい者手帳所持者269人、療育手帳所持者77人、精神障がい者保健福祉手帳所持者63人）となっています。手帳所持率（総人口7,375名に占める手帳所持者の

割合)は、令和5年4月1日現在、3障がい全体で、5.5%となっています。

【各手帳所持者数の推移】

種類	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障がい者手帳	309人	322人	321人	284人	269人
療育手帳	73人	74人	72人	76人	77人
精神障がい者保健福祉手帳	55人	53人	66人	65人	63人
計	437人	449人	459人	425人	407人

※各年度4月1日現在

(2)身体障害者手帳所持者数の推移

令和5年4月1日現在の身体障害者手帳所持者数は、269人となっており、令和元年から40人減少しています。等級別で見ると、1級が78人、2級が33人、3級が45人、4級が86人、5級が12人、6級が15人となっています。

また、等級別の割合の推移を見ると、令和3年度までは、いずれの等級もおむね横ばいで推移しており、1級の割合が最も高く、次いで4級の割合が高くなきましたが、令和4年度からは4級の割合が高くなり、人数は減少傾向となっております。

等級	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総数	309人	322人	321人	284人	269人
1級	92人	102人	101人	81人	78人
2級	39人	41人	40人	33人	33人
3級	57人	58人	59人	54人	45人
4級	93人	92人	92人	87人	86人
5級	13人	13人	13人	12人	12人
6級	15人	16人	16人	17人	15人

※各年度4月1日現在

(3)療育手帳所持者数の推移

令和5年4月1日現在の療育手帳所持者は、77人となっており、令和元年から4人増加しています。程度別で見ると、軽度が26人、中度が19人、重度が32人となっています。

また、程度別の割合を見ると、重度の割合が高くなっています。

程度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総数	73人	74人	72人	76人	77人
軽度	27人	27人	26人	25人	26人
中度	16人	16人	17人	19人	19人
重度	30人	31人	29人	32人	32人

※各年度4月1日現在

(4)精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

令和5年4月1日現在の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、59人となっており、令和元年から4人増加しています。程度別で見ると、1級が9人、2級が34人、3級が16人となっています。

また、程度別の割合を見ると、中度の割合が高くなっています。

程度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総数	55人	53人	66人	65人	59人
1級 (重度)	11人	11人	13人	9人	9人
2級 (中度)	27人	27人	37人	42人	34人
3級 (軽度)	17人	15人	16人	14人	16人

※各年度4月1日現在

第3章 令和8年度に向けた成果目標

1. 福祉施設入所者の地域生活への移行

(1) 基本的な考え方

福祉施設に入所している障がい者のうち、障がい福祉サービス等を利用しながら、グループホームや自宅での生活に移行する人の数を見込み、成果目標を設定します。本町では、障がいのある人の状況を踏まえながら、福祉施設に入所する障がい者の地域移行を進めるとともに、入所希望者等に対して、地域生活の継続に必要な支援を関係機関と検討し、障がい者やその家族が住み慣れた地域で生活し続けられるよう、支援体制の構築を進めます。

(2) 国の基本指針

- ①令和8年度末の福祉施設入所者数を令和4年度末時点の人数から5%以上削減することを基本とする。
- ②令和8年度末時点の福祉施設入所者の6%以上が地域生活へ移行することとする。

(3) 本町における成果目標

- ①令和4年度末時点の人数から5%削減することを目標とします。
- ②令和4年度末の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行することを目標とします。

項目	数値	備考
令和4年度末の施設入所者数	12人	(A)
【目標値①】 入所者数の削減見込み	1人	国の指針を踏まえ、令和4年度末時点の人数 (A) から5%削減することを目標とします。 (B) : (A) ×5%
【目標値②】 地域生活への移行者数	1人	国の指針を踏まえ、令和4年度末の施設入所者数の5%が地域生活へ移行するものとして設定します。 (A) ×6%

令和8年度末の施設入所者数 (見込)	11人	(A) – (B)
-----------------------	-----	-----------

2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

(1) 基本的な考え方

国の基本指針において、精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的な社会の実現に向けた取組の推進が必要である。これを踏まえ、精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをことができるよう、精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む。）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるとされています。本町においては、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、保健・医療・福祉関係者による令和5年度に長生郡市総合支援協議会精神障害部会に協議の場を設置しました。今後は、関係機関とより連携を図りながら、地域で生活する上で必要な資源やネットワークのあり方について、検討していきます。

(2) 国の基本指針

- ①令和8年度における精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本とする。
- ②令和8年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）を設定する。
- ③令和8年度における入院後3か月時点の退院率を68.9%以上、入院後6ヶ月時点の退院率を84.5%以上、入院後1年時点の退院率を91.0%以上とすることを基本とする。

(3) 本町における成果目標

- ①保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数及び参加者数
- ②保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実

施回数

項目	単位	第7期（見込み）		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数及び参加者数	回	6	6	6
	人	20	20	20
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回	2	2	2

3. 地域生活支援の充実

(1) 基本的な考え方

「市町村は、地域生活に対する安心感を担保し、自立した生活を希望する者に対する支援等を進めるために、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、短期入所の利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能を有する地域生活支援拠点等を整備するとともに、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、これらの機能をさらに強化する必要がある。こうした拠点等の整備にあわせて、相談支援を中心として、学校からの卒業、就職、親元からの自立等の生活環境が変化する節目を見据えて、中長期的視点に立った継続した支援を行う必要がある。なお、地域生活支援拠点等の整備・運営に当たっては、地域生活支援拠点等と基幹相談支援センターのそれぞれの役割を踏まえた効果的な連携を確保する必要がある。」と国の基本指針において示されています。本町においては、令和8年度末までに地域生活支援拠点を整備できるよう長生圏域の関係機関等と協議を進めています。

(2) 国の基本指針

- ①令和8年度末までの間、各市町村（複数市町村による共同整備も含む）において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置することにより効果的な支援体制の構築を進め、

また年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。

②令和8年度末までに、強度行動障がいを有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。

(3)本町における成果目標

- ①地域生活支援拠点を設置し、コーディネーターの配置、支援の実績等の検証及び検討を行う。
- ②強度行動障がいを有する障がい者の支援体制の充実を図るため、強度行動障がいを有する障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めます。

項目	単位	第7期（見込み）		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点等の設置数	箇所	0	0	1
コーディネーターの配置人数	人	0	0	1
地域生活支援拠点等の支援の実績等の検証及び検討の実施回数	回	0	0	1

4. 福祉施設から一般就労への移行

(1)基本的な考え方

国は、就労移行支援事業等の利用を経て、障がいのある人が一般就労へ移行すること、また就労定着支援を通じて就労移行した人の職場への定着を促進しています。本町でも、事業所や関係機関と連携・協力し、就労移行支援事業の強化と就労定着支援の提供に取り組みます。

(2)国の基本指針

①令和8年度中に、就労移行支援事業所等を通じて、一般就労への移行者数を、令和3年度実績の1.28倍以上とすることを基本とする。そのうち、就労移行支援、就労継続支援A型及びB型について、各事業の趣旨、目的、各地域における実態等を踏まえつつ、それぞれに係る移行者数の目標値を、令和8年度中に令和3年度実績の1.31倍以上、概ね1.29倍以上、概ね1.28倍以上とする。また、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事

業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とすることを基本とする。

②就労定着支援事業の利用者数については、令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上とすることを基本とする。就労定着率については、令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とすることを基本とする。また、都道府県等が地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進めることを基本とする。

(3)本町における成果目標

- ①令和8年度中に、就労移行支援事業等の利用を経て、一般就労への移行者数を、令和3年度実績の1.28倍以上とすることを基本とする。そのうち、就労移行支援、就労継続支援A型及びB型については、令和8年度中に令和3年度実績の1.31倍以上、概ね1.29倍以上、概ね1.28倍以上とする。
- ②就労定着支援事業の利用者数については、令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上とする。就労定着率については、令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とする。
- ③地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、長生郡市総合支援協議会就労作業部会等と連携を図りながら取組を進める。

項目	数値	備考
令和3年度の年間一般就労移行者数（基準値）	1人	(A)
【目標値①-1】 令和8年度の年間一般就労移行者数	2人	令和3年度の一般就労への移行実績（A）の1.28倍以上とすることを目標とします。 (A) × 1.28
就労移行支援事業を通じた令和3年度の年間一般就労移行者数（基準値）	4人	(B)
【目標値①-2】 就労移行支援事業を通じた令和8年度の年間一般就労移行者数	5人	令和3年度の一般就労への移行実績（B）の1.31倍以上とすることを目標とします。 (B) × 1.31
就労継続支援A型事業を通じた令和3年度の年間一般就労移行者数	0人	(C)

(基準値)		
【目標値①-3】 就労継続支援A型事業を通じた 令和8年度の年間一般就労移行 者数	1人	令和3年度の一般就労への移行 実績（C）の1.29倍以上とする ことを目標とします。 (C) × 1.29
就労継続支援B型事業を通じた 令和3年度の年間一般就労移行 者数 (基準値)	0人	(D)
【目標値①-3】 就労継続支援B型事業を通じた 令和8年度の年間一般就労移行 者数	1人	令和3年度の一般就労への移行 実績（D） の1.28 倍以上とすることを目 標とします。 (D) × 1.28

項目	単位	第7期（見込み）		
		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
就労移行支援事業所のうち、就労移行支援 事業利用終了者に占める一般就労へ移行し た者の割合が5割以上の事業所	%	-	-	-

※本町に該当事業所なし

項目	令和3 年度末	目標 数値	備 考
【目標値②-1】 令和8年度における就 労定着支援事業の利用 者数	0人	1人	就労定着支援事業の利用者数に ついては、令和8年度末の利用 者数を令和3年度末実績の1.41 倍とすることを目標とします。 (A) × 1.41
【目標値②-2】 就労定着支援事業によ る職場定着率	-	25%	国の指針を踏まえ、令和8年度 の就労定着支援事業の利用終了 後の一定期間における就労定着 率が7割以上となる就労定着支 援事業所の割合を2割5分以上と することを目標とします。

項目	単位	第7期（見込み）
----	----	----------

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
雇用及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回	2	2	2
雇用及び福祉関係者による協議の場の参加者数	人	1	1	1

5. 障がい児等支援の提供体制の整備等

(1) 基本的な考え方

障がい児については、こども基本法において、全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障される旨が規定されています。また、子ども・子育て支援法において、子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない旨が規定され、教育、保育等の利用状況を踏まえ、障がい福祉サービス、障がい児通所支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図った上で、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要であるとされています。本町においても、国の指針を踏まえ、事業者や関係機関との連携により、障がい児支援体制の拡充に引き続き取り組んでいきます。

(2) 国の基本指針

- ①児童発達支援センターを中心とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。
- ②障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障がい児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。
- ③令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。
- ④令和8年度末までに、各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置すること、

各都道府県、各圏域又は各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、各市町村において医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

(3)本町における成果目標

- ①令和8年度末までに、児童発達支援センターを長生圏域の市町村と連携し圏域内に1カ所設置する。
- ②児童発達支援センター（設置後）や長生郡市総合支援協議会療育作業部会のほか、関係事業所等と連携し、令和8年度末までに、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する。
- ③主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所が設置できるよう長生圏域の市町村や関係事業所等と検討を進める。
- ④令和8年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置を行うとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置できるよう長生郡市総合支援協議会等の関係機関で検討を進める。

項目	単位	第7期（見込み）		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援センター数	カ所	0	0	1
保育所等訪問支援事業者数	カ所	0	0	1
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数及び放課後等デイサービス事業所	カ所	0	0	1
医療的ケア児等支援のための協議の場の設置	カ所	0	0	1
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数	人	0	0	1

6. 相談支援体制の充実・強化等

(1)基本的な考え方

障がい福祉サービスの利用に係る様々なニーズに対応する相談支援体制の構築を行うために市町村は、障がい者からの相談に応じる体制の整備、相談支援を行う人材の育成支援、個別事例における専門的な指導や助言を行うほか、特定相談支援事業所等の充実のため、必要な施策を確保する必要があります。こ

これらの取組を効果的に進めるため、令和4年障害者総合支援法等改正法により、令和6年4月から、各市町村において基幹相談支援センターの設置が努力義務化されるとともに、基幹相談支援センターの業務として、相談支援事業の従事者に対する相談、助言、指導等を行う業務等が法律上明確化されました。本町においても国の指針を踏まえ、基幹相談支援センター設置へ向け、長生郡市総合支援協議会相談支援部会で協議を進め、障がい者やその家族にとってアクセスしやすい相談支援体制、専門的な指導・助言及び人材育成等各種機能の更なる強化・充実に向けた検討を実施します。

(2)国的基本指針

令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。また、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。

(3)本町における成果目標

地域の相談支援体制の強化を図るため、基幹相談支援センターが令和8年度末までに設置できるように関係機関と協議を進める。

また、長生郡市総合支援協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取り組みを行う。

項目	単位	第6期			第7期（見込み）		
		実績		見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい者相談支援事業の実施	箇所	1	1	1	1	1	1
地域総合支援協議会の実施	有/無	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センターの設置有無	有/無	無	無	無	無	無	有
市町村相談支援機能強化事業の実施	有/無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業の実施	有/無	無	無	無	無	無	無

7. 障がい福祉サービス等の質向上させるための取組

に係る体制の構築

(1) 基本的な考え方

障がい福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等の提供を行うことが重要である。そのため、都道府県及び市町村の職員は、障害者総合支援法の具体的な内容を理解するための取組を行い、障がい福祉サービス等の利用状況を把握し、障がい者等が真に必要とする障がい福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望ましいとされています。

本町においても、国の指針を踏まえ、町職員が障害者総合支援法の具体的な内容を理解し、障がい福祉サービス等の利用状況の把握・検証を行います。利用者が真に必要とするサービス等を提供していくため、県や関係機関が実施する障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用や障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果を関係自治体等と共有を行います。

(2) 国の基本指針

令和8年度末までに都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るために取組みに係る体制を構築する。

(3) 本町における成果目標

県や関係機関が実施する研修等への積極的な参加を行います。障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有により障がい福祉サービス等の質の向上を図ります。

項目	内容	単位	第7期（見込み）		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	千葉県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修への町職員の参加人数	人	2	2	2
障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果を関係自治体等と共有する回数	回	12	12	12

8. 発達障害者等の支援

(1) 基本的な考え方

発達障がい者及び発達障がい児（以下「発達障がい者等」という。）の早期発見・早期支援には発達障がい者等及びその家族などへの支援が重要です。そのため、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身に付けることで、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング、ピアサポート活動等を通じて、発達障がい者等及びその家族等に対する支援体制の充実を図ります。

(2) 国の基本指針

国的基本指針では、発達障がい者等の支援について成果目標は示されていませんが、各都道府県や各市町村において、活動指標としてペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数及びプログラムの実施者数、ペアレントメンターの人数、ピアサポートの活動への参加人数を設定することとされています。

(3) 本町における成果目標

発達障がい者等の支援には、家族等への支援が重要であることから、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身に付け、適切な対応ができるよう支援体制の整備の充実を検討していきます。

項目	単位	第7期（見込み）		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングや ペアレントプログラム等の 支援プログラム等	受講者数 (保護者)	人	0	0
	実施者数 (支援者)	人	0	0
ペアレントメンターの人数		人	0	1
ピアサポートの活動への参加人数		人	0	1

第4章 障がい福祉サービス等の見込量 と確保策

1 訪問系サービス

(1)サービスの種別と概要

居宅介護	ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由、知的障がい、精神障がいがあり常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障がいのある人が外出する際、本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介助など、本人が外出する際の援助を行います。
行動援護	行動に著しい困難を有する知的障がいや精神障がいのある人が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介助など、行動する際の援助を行います。
重度障がい者等 包括支援	常に介護を必要とする人のなかでも、特に介護の必要度が高い人に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に提供します。

(2)サービスの必要見込量

過去の利用実績や障がい者数の増加率等に基づき、各サービスの必要見込量を算出しています

サービス名	単位	第6期実績			第7期（見込み）		
		実績		見込み			
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
居宅介護	時間（／月）	153	153	159	160	160	160
	人（／月）	13	10	14	11	11	11
重度訪問介護	時間（／月）	0	60	0	20	20	20
	人（／月）	0	1	0	1	1	1
同行援護	時間（／月）	0	0	0	10	10	10
	人（／月）	0	0	0	1	1	1
行動援護	時間（／月）	0	0	0	0	0	0
	人（／月）	0	0	0	0	0	0
重度障害者等包括支援	時間（／月）	0	0	0	0	0	0
	人（／月）	0	0	0	0	0	0

（3）見込量を確保するための方策

- ①障がい者（児）が住み慣れた地域で安心して生活ができるように利用者のニーズを把握し、必要なサービスが提供できるように、サービス見込量に適切に反映させていきます。
- ②障がい福祉サービスの量と質を確保できるよう、訪問系サービスの事業を行う意向を有する事業者に対し、広く情報提供を行い、訪問系サービス事業所の拡充や新規参入を促進します。

2 日中活動系サービス

（1）サービスの種別と概要

生活介護	障がい者支援施設等で、常に介護を必要とする人に対して、主に居室において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除などの家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のための援助を行います。
自立訓練	障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所または

(機能訓練)	障がいのある人の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なりハビリテーション、生活等に関する相談および助言などの支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所または障がいのある方の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談および助言などの支援を行います。
就労選択支援	一般就労や障がい福祉サービスの利用を希望する障がいのある人と共同で作成した就労アセスメントを活用して、本人の希望、就労能力や適性等にあった選択の支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する障がいのある人に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。
就労継続支援 (A型)	企業等に就労することが困難な障がいのある人に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識および能力の向上のための訓練などを行います。
就労継続支援 (B型)	通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がいのある人に対し、生産活動などの機会の提供、知識および能力の向上のための訓練などを行います。
就労定着支援	一般就労へ移行した障がいのある人の就労の継続を図るため、企業、障がい福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活または社会生活を営む上での相談および助言などの支援を行います。
療養介護	医療的ケアを必要とする障がいのある人のうち常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護および日常生活上の世話をしています。
短期入所	自宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がいのある人に施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事などの支援を行います。障がい者支援施設等において実施する「福祉型」と病院や介護老人保健施設において実施する「医療型」があります。

(2)サービスの必要見込量

過去の利用実績や障がい者数の増加率等に基づき、各サービスの必要見込量を算出しています。また、就労選択支援事業については、一般就労及び障がい福祉サービスの利用を希望する方について必要見込量を算出しています。

サービス名	単位	第6期実績			第7期（見込み）		
		実績		見込み	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
		令和 3 年度	令和 4 年度				
生活介護	実人（／月）	22	25	26	26	26	26
	人日（／月）	459	542	545	560	560	560
うち重度障がい者の生活介護	人（／月）	20	20	20	20	20	20
自立訓練 (機能訓練)	人日（／月）	1	1	1	1	1	1
	人（／月）	20	20	20	20	20	20
自立訓練 (生活訓練)	人日（／月）	1	1	1	1	1	1
	人（／月）	7	7	7	10	10	10
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）	人（／月）	0	0	0	0	0	1
就労選択支援	実人（／月）	—	—	—	—	1	1
就労移行支援	人日（／月）	12	70	28	40	40	40
	人（／月）	2	4	2	5	5	5
就労継続支援 (A型)	人日（／月）	0	0	12	20	20	20
	人（／月）	0	0	1	2	2	2
就労継続支援 (B型)	人日（／月）	233	286	372	330	330	330
	人（／月）	14	18	21	21	21	21
就労定着支援	人（／月）	0	0	0	2	2	2
療養介護	人（／月）	0	0	0	1	1	1
短期入所 (福祉型)	人日（／月）	98	98	98	100	100	100
	人（／月）	14	14	14	14	14	14
うち重度障害者の短期入所(福祉型)	人（／月）	11	11	11	11	11	11
短期入所 (医療型)	人日（／月）	1	1	2	2	2	2
	人（／月）	1	1	2	2	2	2
うち重度障害者の短期入所(医療型)	人（／月）	1	1	2	2	2	2

(3)見込み量を確保するための方策

①在宅の障がいのある人の自立促進と生活の改善、身体機能の維持・向上等を図るため、通所による創作的活動、機能訓練等の機会を提供できるよう、障がい福祉サービス等の質の向上や人材の育成、確保に努めます。

3 居住系サービス

(1)サービスの種別と概要

自立生活援助	居宅において単身等で生活する障がいのある人について、定期的な巡回訪問や随時の対応により、必要な助言や医療機関等との連絡調整等の支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	障がいのある人に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する障がいのある人に対して、主に夜間ににおいて、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。生活介護などの日中活動とあわせて、こうした夜間等におけるサービスを提供することで、障がいのある人の日常生活を一体的に支援します。

(2)サービスの必要見込量

共同生活援助については、過去の利用実績等に基づき、サービスの見込量を算出しています。また、自立生活援助及び施設入所支援については、国による成果目標設定に係る基本指針に沿ってサービスの見込量を算出しています。

サービス名	単位	第6期実績			第7期（見込み）		
		実績		見込み			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人（／月）	0	0	0	1	1	1
精神障がい者の 自立生活援助	人（／月）	0	0	0	1	1	1

共同生活援助 (グループホーム)	人(／月)	17	28	25	35	35	35
重度障害者の共同生活援助	人(／月)	○	○	○	1	1	1
精神障がい者の共同生活援助 (グループホーム)	人(／月)	○	○	○	1	1	1
施設入所支援	人日(／月)	13	12	12	12	12	12

(3) 見込み量を確保するための方策

- ①サービス提供事業者との連携を強化するとともに、情報提供や相談など、事業者へ必要な支援を行い、新規事業者の参入促進を図ります。
- ②地域生活支援拠点等の整備に必要な機能を持つグループホームについて、法人等と連携し、整備促進を図ります。

4 相談支援

(1) サービスの種別と概要

地域移行支援	障がい者支援施設等に入所もしくは精神科病院に入院している人で、地域生活に移行するために重点的な支援を必要とする人に対して、住居の確保をはじめとした各種相談、外出時の同行、障がい福祉サービスの体験的な利用援助など、円滑な地域移行のための支援を行います。
地域定着支援	入所施設や精神科病院から退所または退院した人や地域生活が不安定な人などに対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際の訪問や相談など、障がいのある人の地域生活の継続に関する支援を行います。
計画相談支援	障がい福祉サービス利用申請に伴い、その人がどんな生活を望んでいるのか、そのために何のサービスをどのように利用するか、ひとりひとりに応じた「サービス等利用計画」を作成します。また、サービスの支

	給決定後、一定期間ごとにサービスの利用状況や本人の意向などを確認し（モニタリング）、必要に応じて計画の見直しを行います。
--	--

(2)サービスの必要見込量

過去の利用実績等に基づき、見込量を算出しています。

サービス名	単位	第6期実績			第7期（見込み）		
		実績		見込み			
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
地域移行支援	人（／年）	1	0	0	2	2	2
精神障がい者の 地域移行支援	人（／年）	1	0	0	2	2	2
地域定着支援	人（／年）	0	1	1	2	2	2
精神障がい者の 地域定着支援	人（／年）	0	0	1	1	1	1
計画相談支援	人（／年）	15	16	17	20	20	20

(3)見込み量を確保するための方策

- ①圏域内の民間事業者に対して相談支援事業所（指定一般相談支援事業所及び指定特定相談支援事業所）の開設を働きかけるとともに、千葉県が実施する相談支援専門員研修に関する情報提供を行うことによって、圏域における相談支援従事者及び指定事業所の増加を図ります。
- ②長生郡市総合支援協議会による相談支援部会や相談支援専門員研修会の開催、また、関係機関との意見交換会等を実施し、サービス等利用計画の作成を含めた相談支援に携わる人材の育成支援等を行うことで、相談支援事業所の質の向上に取り組みます。

第5章 障がい児通所支援等の見込量と確保策

1 障がい児通所支援

(1)サービスの種別と概要

児童発達支援	就学前の障がいのある児童に対して、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行います。
放課後等デイサービス	就学後の障がいのある児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中に生活能力向上のための訓練等を提供することにより、自立の促進と放課後等の居場所づくりを行います。
保育所等訪問支援	障がい児施設等で指導経験のある児童指導員や保育士が保育所などを訪問し、障がいのある子どもや保育所などのスタッフに対して、障がいのある子どもが集団生活に適応するための専門的な支援を行います。
居宅訪問型 児童発達支援	重度の障がい等の状態にある児童であって、障がい児通所支援を利用するため外出することが著しく困難な児童に発達支援が提供できるよう、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。
医療型児童発達支援	医学的管理下での指導の必要性が認められる就学前の児童に対して「児童発達支援」と同様の指導や訓練等を行うとともに、児童の身体の状況により治療も行います。
医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療的ケアを必要とする障害のある子どもとその家族に対し、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関連分野の支援を調整する事業。

(2)サービスの必要見込量

過去の利用実績や障がい児数の増加率等に基づき、各サービスの必要見込量

を算出しています。

サービス名	単位	第6期実績			第7期（見込み）		
		実績		見込み			
		令和 3年度	令和 4年度		令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
児童発達支援	人日（／月）	66	53	43	65	65	65
	人（／月）	10	10	10	15	15	15
放課後等デイサービス	人日（／月）	105	118	102	120	120	120
	人（／月）	12	12	12	15	15	15
保育所等訪問支援	人日（／月）	0	0	0	1	1	1
	人（／月）	0	0	0	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	人日（／月）	0	0	10	10	10	10
	人（／月）	0	0	1	1	1	1
医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人（／年）	0	0	0	0	0	1

（3）見込み量を確保するための方策

- ①障がい児通所支援に係るサービス量を適切に見込むとともに、障がい児通所支援事業所を運営する法人への働きかけを通じて、提供する体制の確保に努めます。
- ②長生郡市総合支援協議会療育部会を中心に、教育医療、福祉等の関係機関との連携強化や障がい児通所支援事業所が提供するサービスの質の向上に向けた取組を行います。

2 障がい児相談支援

（1）サービスの種別と概要

障がい児相談支援	障がい児通所支援の利用申請に伴い、その児童や保護者がどんな生活を望んでいるのか、そのために何の
----------	---

	サービスをどのように利用するか、ひとりひとりに応じた「障がい児支援利用計画」を作成します。また、サービスの支給決定後、一定期間ごとにサービスの利用状況や本人・保護者の意向などを確認し（モニタリング）、必要に応じて計画の見直しを行います。
--	--

(2)サービスの必要見込量

全ての障がい児通所支援利用者に適用することを前提に、過去の利用実績等に基づき見込量を算出しています。

サービス名	単位	第6期実績			第7期（見込み）		
		実績		見込み			
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
障がい児相談支援	人（／年）	1	5	6	8	8	8

(3)見込み量を確保するための方策

- ①圏域内の民間事業者に対して指定障がい児相談支援事業所の開設を働きかけるとともに、千葉県が実施する相談支援専門員研修に関する情報提供を行うことによって、圏域における障がい児相談支援従事者及び指定事業所の増加を図ります。
- ②長生郡市総合支援協議会相談部会や相談支援専門員研修会の開催、また、関係機関との意見交換会等を実施し、サービス等利用計画の作成を含めた相談支援に携わる人材の育成支援等を行うことで、指定障がい児相談支援事業所の質の向上に取り組みます。

第6章 地域生活支援事業の見込量と確保策

1 地域生活支援事業

(1)サービスの種別と概要

【必須事業】

理解促進研修・啓発事業	障がいのある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいのある人に対する理解を深めるための研修や啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ることを目的とする事業です。
自発的活動支援事業	障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人やその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ることを目的とする事業です。
相談支援事業	障がい者相談支援事業 障がい者やその家族等からの福祉に関する様々な問題について、相談支援専門員が相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障がい福祉サービス等の利用支援等を行うとともに、障がい者の権利擁護のために必要な援助を行う事業です。 基幹相談支援センター等機能強化事業 相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、専門職員を配置し、障がい者相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組を実施します。
住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	知的障がい者・精神障がい者等で、賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているものの保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がい者の地域生活の支援を行うものです。
成年後見制度利	障がい福祉サービスの利用や財産の管理などを行うにあ

用支援事業	たり、判断能力が不十分な知的障がい者または精神障がい者に対して成年後見制度の利用に係る費用（申立てに要する登記手数料や鑑定費用、後見人等への報酬など）を助成することによって、これらの障がい者の権利擁護を図る事業です。
成年後見制度法人後見支援事業	法人後見の実施を予定している団体を対象とした研修会の実施などを通じて後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保するとともに、町民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図る事業です。
意思疎通支援事業	聴覚・言語機能、音声機能などの障がいのため意思疎通を図ることに支障がある人に対する手話通訳者等の派遣や、行政窓口における手話通訳者の設置等により、意思疎通の円滑化を図ることを目的とする事業です。
手話奉仕員養成研修事業	手話で日常会話を行うために必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通を図ることが困難な障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるようにすることを目的とする事業です。
日常生活用具給付等事業	障がいのある人に対して以下のような日常生活用具を給付すること等により、日常生活の便宜を図ることを目的とする事業です。 ①介護・訓練支援用具 ②自立生活支援用具 ③在宅療養等支援用具 ④情報・意思疎通支援用具 ⑤排泄管理支援用具 ⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修費）
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人（障がい福祉サービスである「同行援護」の対象となる重度の視覚障がい者を除く）について、外出のための支援を行います。 ①個別支援型 ②グループ支援型
地域活動支援センター機能強化事業	障がいの程度や内容により、障がい福祉サービスの利用にはなじまない人を主な対象として、書道や絵画、スポーツ・レクリエーション、調理などの創作的活動・生産活動の機会を提供するとともに、社会との交

	流促進等の活動を行う「地域活動支援センター」において、専門職員（精神保健福祉士等）を配置することによってセンターの機能を充実強化し、障がい者の地域生活支援の促進を図ります。
--	--

【任意事業】

訪問入浴サービス事業	在宅の身体障がい者の身体の清潔の保持等を図るため、訪問による入浴サービスを提供する事業です。
日中一時支援事業	日中に一時的に見守り等の支援が必要な障がいのある人に対して日中活動の場を提供することにより、障がい者の家族の就労支援や一時的な休息を確保すること目的とする事業です。
点字・声の広報等発行事業	文字による情報入手が困難な障がいのある人のために、点訳、音声訳等のわかりやすい方法により、地方公共団体の広報や地域生活において必要度の高い情報等を、定期的又は必要に応じて提供する事業です。

(2)サービスの必要見込量

これまでの事業実施状況やサービス利用実績、今後の動向・予定を踏まえて、見込量を算出しています。

区分	事業（サービス）名	単位等	第6期実績		第7期（見込み）			備考	
			実績		見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
			有	無	有	有	有	有	
必須事業	理解促進啓発・研修事業	有/無	有	有	有	有	有	有	
	自発的活動支援事業	有/無	有	有	有	有	有	有	
	相談支援事業								
	障がい者相談支援事業	箇所	1	1	1	1	1	1	
	基幹相談支援センター等機能強化事業	箇所	1	1	1	1	1	1	
	住宅入居等支援事業	箇所	1	1	1	1	1	1	
	成年後見制度利用支援事業	人	○	○	○	1	1	1	年間実利用者数
	成年後見制度法人後	有/	有	有	有	有	有	有	

見支援事業	無							
意思疎通支援事業								
意思疎通支援者派遣事業	人	O	O	O	O	O	1	年間実利用者数
手話通訳者設置事業	人	O	O	O	O	O	1	設置人数
手話奉仕員養成研修事業	人	O	O	O	O	1	1	
日常生活用具給付等事業								年間給付件数
介護・訓練支援用具	件	O	O	O	O	O	1	
自立生活支援用具	件	1	O	O	O	O	1	
在宅療養等支援用具	件	1	1	O	O	O	1	
情報・意思疎通支援用具	件	O	1	O	O	O	1	
排泄管理支援用具	件	171	182	217	220	220	220	
居宅活動作補助用具	件	1	O	O	O	O	1	(住宅改修費)
移動支援事業	人	O	O	O	O	O	1	年間実利用者数
	時間	O	O	O	O	O	1	年間利用時間数
地域活動支援センター	箇所	1	1	1	1	1	1	
機能強化事業	有/無	有	有	有	有	有	有	
訪問入浴サービス事業	人	3	3	3	3	3	3	年間実利用者数
日中一時支援事業	人	6	6	6	6	6	6	年間実利用者数
点字・声の広報等発行	有/無	無	無	無	無	無	有	

(3) 見込み量を確保するための方策

- ①民間のサービス事業者の参入を促進し、計画期間に必要と見込まれるサービス量の確保を図ります。
- ②サービスの量の確保に加えて、質の高いサービスが提供されるよう、サービス提供従事者の資質向上を図ることを事業者に働きかけるとともに、ホームヘルパーや施設職員等を対象とした研修会等に関する情報提供を行います。

2 成年後見制度利用促進基本計画

(1) 計画策定の趣旨

① 計画策定の背景と目的

現在、少子高齢化や単身世帯の増加や人間関係の希薄化する中で、地域が抱える問題は多様化、複雑化しています。その中でも権利擁護を必要とする人が増加傾向にあります。

このような中、国は「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下「利用促進法」という。）を平成28年4月に公布し、同年5月に施行しました。利用促進法第12条第1項に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、成年後見制度利用促進基本計画が策定されています。現在は、新たな基本計画として、「第二期成年後見制度利用促進基本計画」を策定され、令和4年3月25日に閣議決定されています。

利用促進法第14条第1項に、「市町村の講ずる措置」として、「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（以下、「市町村計画」という。）を定める」ことが努力義務とされています。このような動向を踏まえて、本町においても成年後見制度を必要とする人が適切に制度を利用できるように、本計画を策定するものです。

※成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害、発達障害などによって物事を判断する能力が十分ではない方について、本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで本人を法律的に支援する制度です。

② 基本計画の位置づけ

本計画は、利用促進法第14条第1項における市町村計画として位置づけられるものであり、「障がい者福祉計画」の策定に合わせて策定します。今後も、長南町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画との調和を図りながら改訂を重ねていく予定です。

③ 基本計画の対象期間

今回策定する基本計画は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間を計画期間とします。

(2) 現状と課題

① 成年後見制度に関する長南町の状況

a. 成年後見制度等に関する相談件数

成年後見制度等に関する相談件数は、増加傾向となっています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度	3	3	9	8
日常生活自立支援事業	30	42	31	35

資料：長南町福祉課、長南町社会福祉協議会 ※令和5年度は9月末現在

b. 町長申立て数

町長申立て数については、後見について概ね年間1件程度の実績で推移しています。

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	高齢	障がい	高齢	障がい	高齢	障がい	高齢	障がい
後見	1	0	0	0	1	0	1	0
保佐	0	0	0	0	0	0	0	0
補助	0	0	0	0	0	0	0	0

※令和5年度は9月末現在

② 成年後見制度に関する長南町の取り組み

a. 成年後見制度の普及啓発（福祉課、町包括支援センター）

町のホームページや広報誌を活用し、成年後見制度の周知に取り組んでいます。

b. 町長申立ての実施（福祉課）

制度の利用が必要であって申立てを行う意思のある親族がない場合などには、町長による後見等開始審判請求を行っています。

c. 利用費用助成（福祉課）

申立て費用や後見人等に対する報酬費用について、要綱に基づき費用助成を行います。

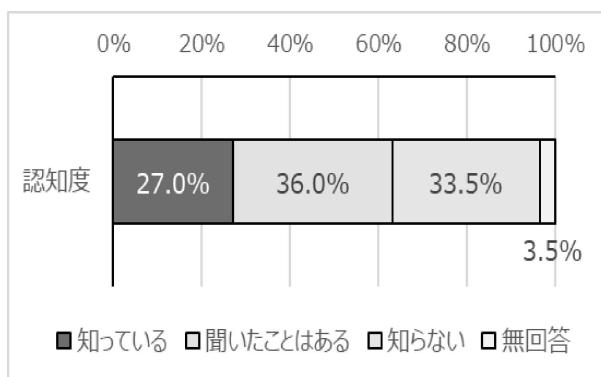
d. 日常生活自立支援事業（社会福祉協議会）

日常生活を送る上で、十分な判断ができない方や、体の自由がきかない方が地域で安心して生活できるように支援する福祉サービスを行っています。

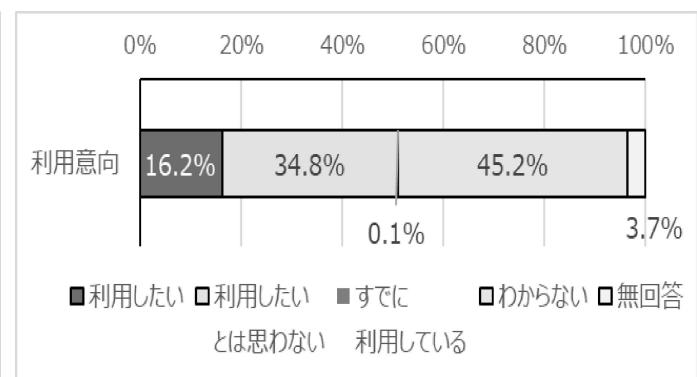
③ 成年後見制度に関するアンケート結果

本計画の策定に向けて、成年後見制度の利用促進の基礎資料とするためのアンケート調査を実施しました。アンケート結果の概要は、以下のとおりとなります。

【成年後見人制度の認知度】



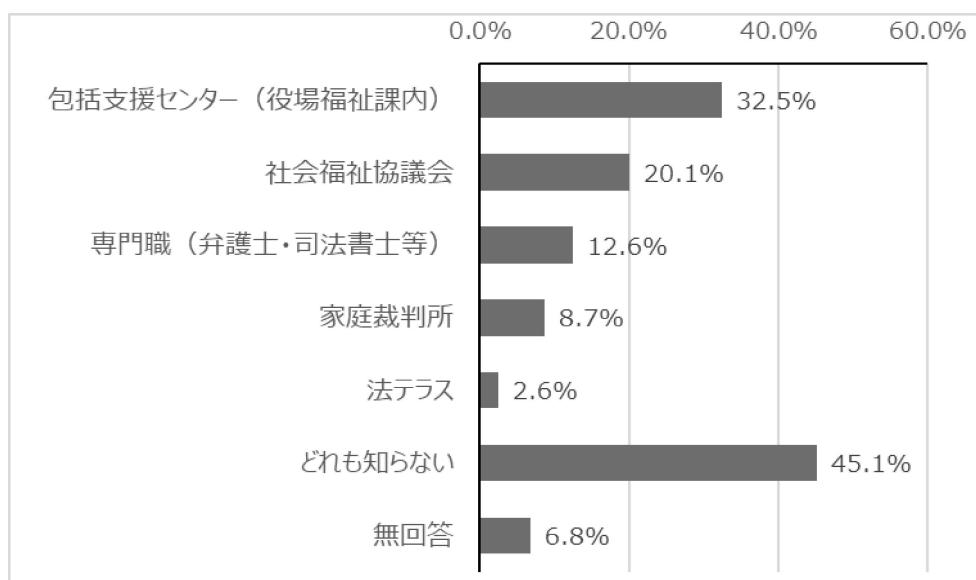
【成年後見人制度の利用意向】



◆認知度は、「知っている」は 27.0% 「聞いたことはある」 36.0%、「知らない」 33.5%です。

◆利用意向は「利用したい」 16.2%、「利用したいとは思わない」 34.8%、「すでに利用している」 0.1%です。

【相談窓口の認知度】



◆相談窓口は「包括支援センター（役場福祉課内）」は 32.5%、「社会福祉協議会」 20.1%、「専門職（弁護士・司法書士等）」 12.6%、「家庭裁判所」が 8.7%で「どちらも知らない」 45.1%です。

④ 成年後見制度利用促進における課題

アンケート結果を基に、本町における利用促進を進めるために、以下の課題が挙げられます。

- 制度の認知度がまだまだ不足しており、周知啓発を進めていく必要があります。
- 相談窓口を明確にする必要があります。
- 今後、単身者、身寄りのない方が増加していく中で、成年後見制度の利用が必要な方が増加すると見込まれます。

(3) 計画の基本的な考え方

基本理念

国の基本計画では、成年後見制度の利用の促進は、「基本的人権を享有する個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと」、「意思決定の支援が適切に行われていること」、「身上の保護が適切に行われること」とされています。これらの考えに基づき、本町では以下を本計画の基本理念とします。

基本理念

判断能力が十分でない人が成年後見制度を適切に活用することで、権利が守られ、地域で安心した生活を続けることができる社会を目指します。

(4) 計画における取組

① 地域連携ネットワークの構築

地域連携ネットワークとは、全国どの地域においても、必要な人が、本人らしい生活を守るために制度として成年後見制度を利用できるよう、各地域に相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援に繋げる地域連携の仕組みです。

「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」、「早期の段階からの相談・対応体制の整備」、「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」という3つの役割を念頭に、既存の保健・医療・福祉の連携（医療・福祉につながる仕組み）に司法も含めた連携の仕組みを

構築するものとされ、「チーム」「協議会」「中核機関」を構成要素とします。

「チーム」とは

本人を取り巻く支援者が協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組みを指します。

「協議会」とは

後見等開始の前後を問わず、「チーム」に対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、各地域において、専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制づくりを進める合議体です。中核機関が事務局機能を担います。

「中核機関」とは

専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う機関です。国基本計画では、中核機関は①広報機能、②相談機能、③成年後見制度利用促進機能、④後見人支援機能の4つの機能を持つものとされています。

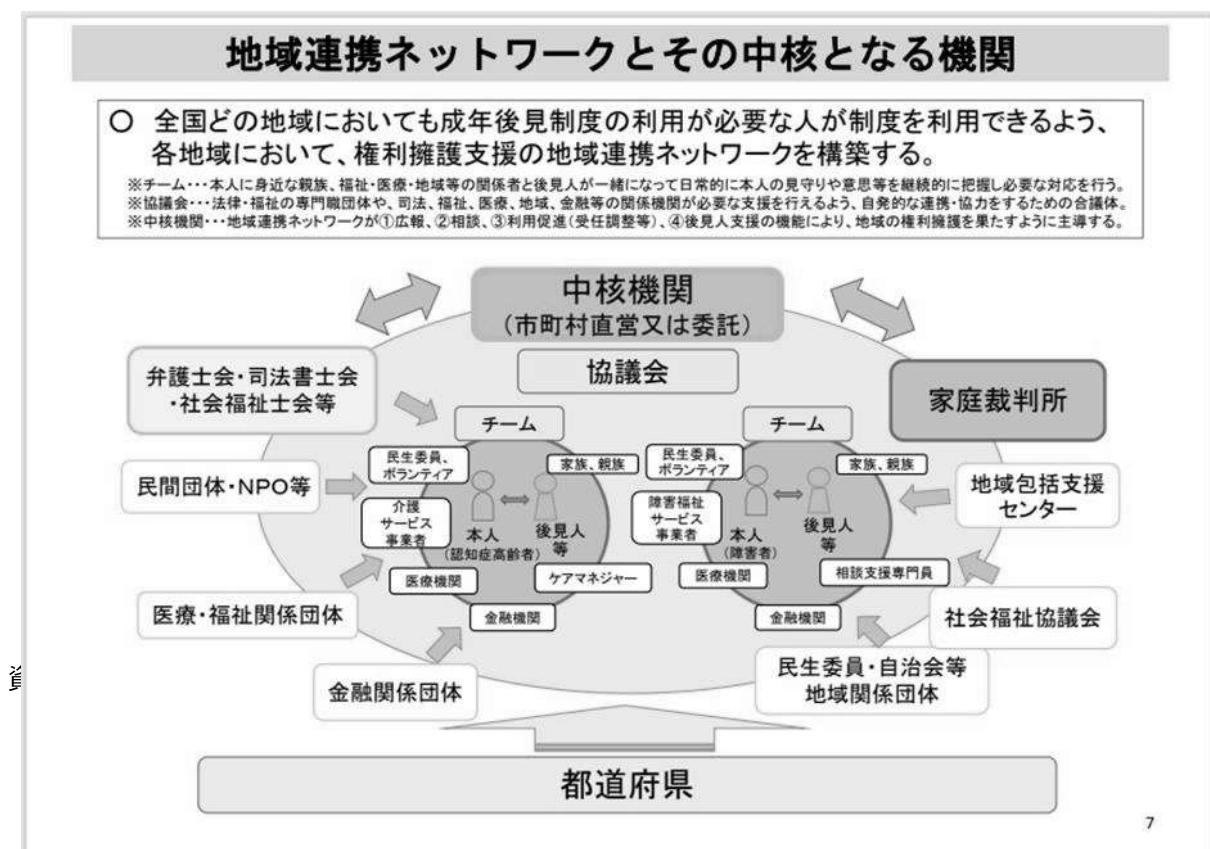
地域連携ネットワークとその中核となる機関

- 全国どの地域においても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築する。

※チーム…本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人が一緒に日常的に本人の見守りや意思等を継続的に把握し必要な対応を行う。

※協議会…法律・福祉の専門職団体や、司法、福祉、医療、地域、金融等の関係機関が必要な支援を行えるよう、自発的な連携・協力をするための合議体。

※中核機関…地域連携ネットワークが①広報、②相談、③利用促進(受託調整等)、④後見人支援の機能により、地域の権利擁護を果たすように主導する。



a. 成年後見制度利用支援事業の実施と見直し（福祉課）

申立て費用、後見人等に対する報酬費用について、要綱に基づき費用助成を行います。利用しやすい事業とするため、必要に応じた改正を検討していきます。

b. 中核機関の設置の検討（福祉課・包括支援センター・社会福祉協議会）

地域連携ネットワークの中核となる「中核機関」の設置の検討を行います。また、成年後見人等の選定を行うための「受任調整会議」を行う体制を検討していきます。

c. 協議会の設置の検討（福祉課・社会福祉協議会）

医療・介護・福祉・法律等の専門職による、ケースの検討、後見人等への支援、権利擁護に関する課題について協議を行う協議会の設置について検討していきます。

第7期長南町障がい福祉計画（令和6年度～令和8年度）
第3期長南町障がい児福祉計画（令和6年度～令和8年度）

発行 令和6年3月 長南町
編集 長南町 福祉課

〒297-0192
千葉県長生郡長南町長南2110
TEL 0475 (46) 2116
FAX 0475 (46) 1214